

労働者派遣法 第 23 条第 5 項に基づく情報提供(東京支店)

- (1) 派遣労働者数の数 (R2 年 5 月 31 日現在) 41 人
- (2) 派遣先の数 (R2 年 5 月 31 日現在) 6 社
- (3) 派遣料金の平均額 (8 時間当たり) 16,338 円
- (4) 派遣労働者の賃金の平均 (8 時間当たり) 26,452 円
- (5) マージン率 38.2%

注) マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、福利厚生費、研修費、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料等が含まれています。

- (6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(キャリアコンサルティングの相談窓口)

東京支店 課長 村田 智秀 電話 03-3383-5852

教育訓練内容

	研修名称	受講対象者	時間数	研修方法	研修費	賃金
①	社会人としてのマナー	フルタイム 1 年 以上の雇用見込 み派遣労働者	1	OFF-JT	無償	支給
②	仕事の優先順位と報・連・相		4	OFF-JT	無償	支給
③	ビジネスコミュニケーション		10	OFF-JT	無償	支給
④	パソコン研修		17	OFF-JT	無償	支給
⑤	技術研修		20	OJT	無償	支給
⑥	資格取得		10	OFF-JT	無償	支給
⑦	クリティカルシンキング		2	OFF-JT	無償	支給
⑧	問題発見・解決力強化		3	OFF-JT	無償	支給

- (7) 福利厚生に関する事項 年次有給休暇・定期健康診断

- (8) 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定に関する事項

「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定」を締結済み

協定の範囲 : 「派遣従業員」および「契約社員のうち派遣業務に従事する者」

協定の有効期間: 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで